

公共分野におけるウェブアクセシビリティの  
確保の取組の充実に関する調査研究報告書

平成28年3月11日

総務省

## 目 次

<b>1. はじめに</b> .....	<b>3</b>
1-1. 高齢者・障害者のウェブ利用とウェブアクセシビリティの重要性 .....	3
1-2. 日本におけるウェブアクセシビリティに関する取組の経緯 .....	10
<b>2. 運用モデル改定の背景</b> .....	<b>11</b>
2-1. 障害者差別解消法施行 .....	11
2-2. JIS X 8341-3 改正 .....	11
2-3. 運用モデルの課題 .....	11
2-4. JIS 改正原案に関する調査 .....	13
2-5. 地方公共団体等における新たなウェブ技術・サービスへの対応状況について .....	15
<b>3. 運用モデル改定案の検討</b> .....	<b>16</b>
3-1. 運用モデル改定案の検討方法 .....	16
3-2. 運用モデル改定方針の検討（第1回研究会） .....	19
3-3. 運用モデル改定案の検討（第2回研究会） .....	21
3-4. 検証・評価の中間報告をふまえた運用モデル改定案の検討（第3回研究会） .....	23
3-5. 地方公共団体による運用モデル改定案の検証・評価 .....	24
3-6. 検証・評価結果に基づく運用モデル改定案の検討（第4回研究会） .....	26
<b>4. 運用ガイドライン 2016年版</b> .....	<b>28</b>
4-1. 運用ガイドラインの改定概要 .....	28
4-2. 運用ガイドラインの構成 .....	28
<b>5. 今後の方策・課題</b> .....	<b>29</b>

# 1. はじめに

## 1-1. 高齢者・障害者のウェブ利用とウェブアクセシビリティの重要性

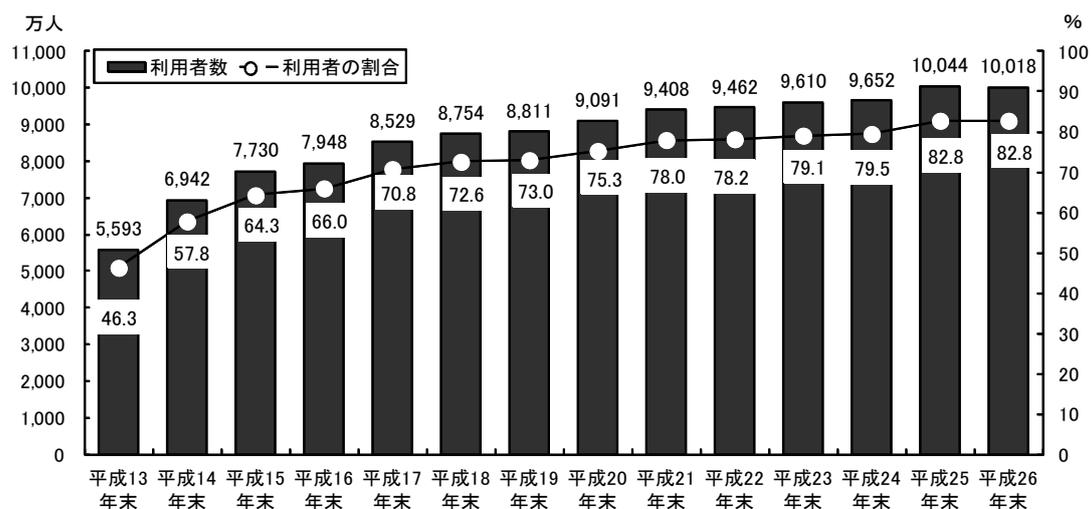
### 1-1-1. インターネットの普及と利用環境の多様化

総務省「平成26年通信利用動向調査」<sup>1)</sup>によると、平成26年末のインターネット利用者<sup>(※)</sup>数は1億18万人、利用者<sup>(※)</sup>の割合は82.8%である。

また、インターネットを利用する際の端末については、パソコンや携帯電話による利用が減少している一方、スマートフォン、タブレット型端末による利用が増加している。

インターネットは国民に広く普及し、生活や仕事に欠かすことのできない重要な社会基盤となっているとともに、利用環境が一層多様化している。

図表1-1 インターネットの利用者数及び利用者の割合の推移（個人）

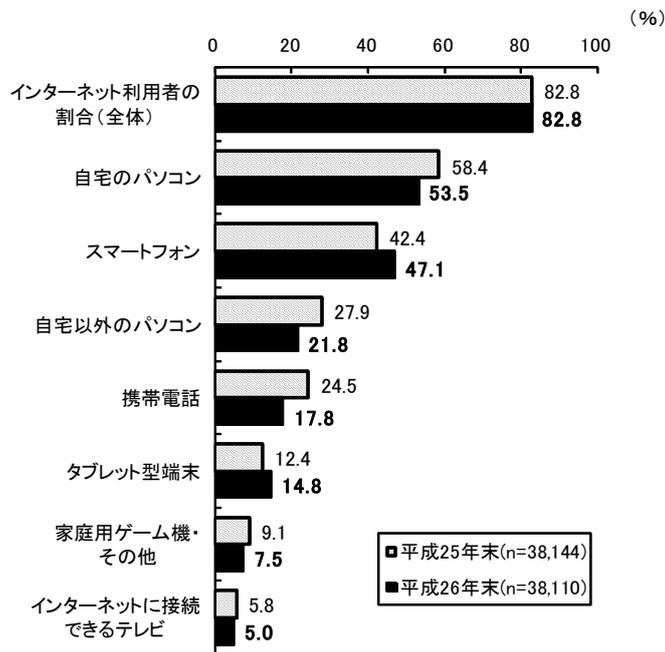


※調査対象年齢は6歳以上。利用者数は推計値。

(出典) 総務省「平成26年通信利用動向調査」

<sup>1)</sup> <http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05a.html>

図表 1 - 2 端末別インターネット利用状況（個人）



（出典）総務省「平成 26 年通信利用動向調査」

### 1 - 1 - 2. 高齢者・障害者のウェブ利用の現状

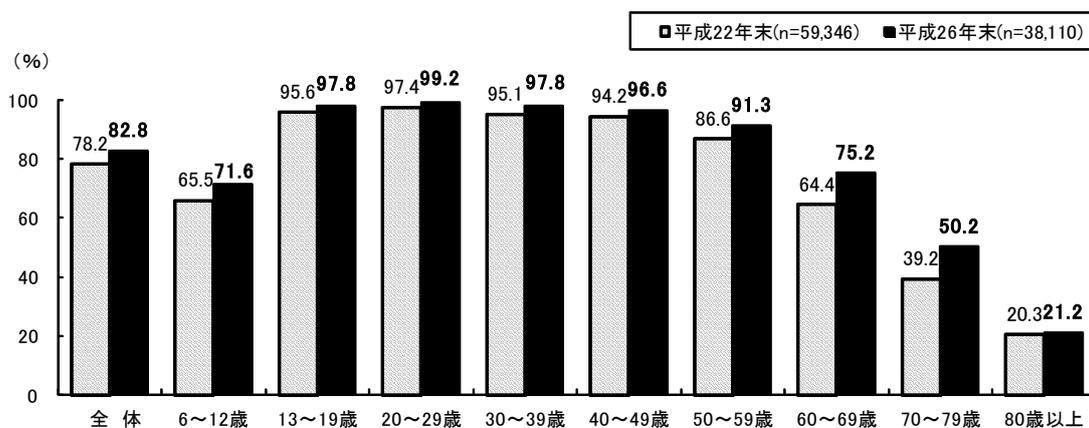
総務省統計局の人口推計<sup>2</sup>によると、平成27年9月1日現在（確定値）の65歳以上の人口は3,379万人となっており、総人口の26.6%を占めている。

また、総務省「平成26年通信利用動向調査」によると、年齢階層別のインターネット利用状況は、13歳から59歳のインターネット利用は9割を超えており、60～79歳の利用が拡大傾向にある。

更に今後、インターネットを日常的に利用していた人が高齢化し、高齢者のインターネット利用率はますます高まることが予想される。

<sup>2</sup> <http://www.stat.go.jp/data/jinsui/>

図表 1 - 3 年齢階層別インターネットの利用状況の推移（個人）

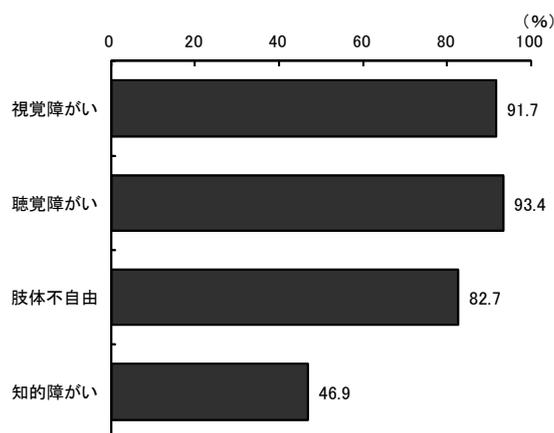


（出典）総務省「平成 26 年通信利用動向調査」

厚生労働省「平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」<sup>3</sup>によると、平成 23 年 12 月現在の全国の身体障害者手帳の所持者は 386 万人（前回（平成 18 年）調査時：358 万人）と推計される。

また、総務省情報通信政策研究所の「障がいのある方々のインターネット等の利用に関する調査研究」<sup>4</sup>（平成 24 年 6 月）によると、インターネットの利用率は「視覚障がい」の 91.7%、「聴覚障がい」の 93.4%、「肢体不自由」の 82.7%、「知的障がい」の 46.9%であった。

図表 1 - 4 障がい者のインターネット利用率（平成 24 年）



出典：総務省 情報通信政策研究所 「障がいのある方々のインターネット等の利用に関する調査研究」（平成 24 年 6 月）

<sup>3</sup> [http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/seikatsu\\_chousa.html](http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/seikatsu_chousa.html)

<sup>4</sup> <http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2012/disabilities2012.pdf>

### 1-1-3. ウェブアクセシビリティの重要性

インターネットの普及により、健常者と同様に高齢者や障害者にとってホームページ等は重要な情報源となっている。しかし、情報を提供する側がウェブアクセシビリティに配慮して適切に対応をしていないと、高齢者や障害者が、ホームページ等から例えば避難場所に関する情報を取得できなかつたり、パソコン等による手続きができないという問題等が発生し、社会生活で多大な不利益が発生したり、災害時等に必要な情報が届かない状況となれば生命の危機に直面する可能性がある。

公的機関のホームページ等で提供されている情報や機能が特定の人に利用できないということが起きないように、提供者は、ホームページ等を JIS X 8341-3:2016 に対応すること等により、アクセシブルなホームページ等を作成することが求められる。

加えて、「みんなの公共サイト運用モデル 2015 年度改定に関する研究会」（座長：山田肇 東洋大学教授。以下、「研究会」と記述。）において、「地方公共団体では、誰もがホームページ等をより円滑に利用できるように利用者のスキル向上につながる取組も推奨される」旨の意見があった。

### 1-1-4. ウェブアクセシビリティ対応を求める法律・規格・指針

下記に挙げた法、規格、指針等により、公的機関はウェブアクセシビリティへの対応が求められる。

#### (1) 条約、法、計画

#### 障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）

- 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。
- 日本は 2014 年 1 月 20 日に批准し、2 月 19 日より効力が発生している。
- 障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）：

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)

#### 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

- 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。
- 平成 25 年 6 月 26 日改正
- 障害者基本法：<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO084.html>

#### 障害者基本計画（第 3 次計画）（平成 25 年 9 月閣議決定）

- 障害者基本法第 11 条第 1 項に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画。第三次計画の対象期間は、平成 25 年度から 29 年度までとなる。政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる。
- 障害者基本計画（第 3 次）本文：  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku25.html>

#### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。略称：障害者差別解消法）

- 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人に対し「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに「合理的配慮の提供」を義務付ける法律。ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、環境の整備として位置づけられ、事前的改善措置として計画的に推進することが求められている。
- 平成 25 年 6 月 26 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日施行。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律：  
[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law\\_h25-65.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html)

#### （2）日本工業規格関連

#### JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第 3 部：ウェブコンテンツ」

- ホームページ等を高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとするための基準を定めた規格。
- 一般財団法人 日本規格協会：<http://www.jisa.or.jp/>

#### 工業標準化法（日本工業規格の尊重）第六十七条（昭和 24 年法律第 185 号）

- 鉦工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、併せて公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律
- 工業標準化法：<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO185.html>

#### （3）関連する指針等

##### Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針

- Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する措置を定めた指針。
- 2015 年（平成 27 年）3 月 27 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。
- Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針：  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai61/honbun2.pdf>

##### 電子自治体の取組を加速するための 10 の指針

- 地方公共団体の電子自治体に係る取組を促進することを目的としたもの。
- 平成 26 年 3 月 24 日 総務省自治行政局地域情報政策室策定
- 電子自治体の取組を加速するための 10 の指針：  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000281450.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000281450.pdf)

##### コンピューター製品及びサービスの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド

- 総合評価落札方式により調達する場合の調達関係省庁申し合せ。コンピューターサービスを調達する際に JIS 規格又は ISO 規格等に準拠して評価する項目を設定することが求められている。
- コンピューター製品及びサービスの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド：  
<http://www.kantei.go.jp/jp/kanbou/13tyoutatu/huzokusiryou/h2-09.html>

#### 政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン

- 政府情報システムの標準的な整備及び管理について、その手続き・手順に関する基本的な方針及び事項並びに政府内の各組織の役割等を定める体系的な政府共通のルール。
- 2014年（平成26年）12月3日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定
- 政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン：  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000325350.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000325350.pdf)

## 1-2. 日本におけるウェブアクセシビリティに関する取組の経緯

### 1-2-1. ウェブアクセシビリティの JIS 規格化

我が国では、1980年代から高齢化の進展が重要な政策課題として認識されていたこともあり、高齢者・障害者の情報通信利用促進に関する取組は1990年（平成2年）頃から継続的に行われてきた。

平成12年9月、日本規格協会情報技術標準化センター（INSTAC）に「情報バリアフリー実現に資する標準化調査研究委員会」（略称：情報バリアフリー委員会）が設置され、情報バリアフリーの JIS 化の検討が開始された。そして平成16年6月、ウェブアクセシビリティの JIS 規格「JIS X 8341-3:2004「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」が制定された。

2010年8月には、W3C（World Wide Web Consortium<sup>5</sup>）の勧告である「ウェブコンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0」を含む形で改正された。

### 1-2-2. 「みんなの公共サイト運用モデル」の策定・改定

総務省では、平成16年11月に「公共分野におけるアクセシビリティの確保に関する研究会」（座長：市川薫 千葉大学教授）を立ち上げし、JIS X 8341-3:2004 が示すアクセシビリティの要件を踏まえて、地方公共団体がホームページやウェブシステムの構築等に際して、アクセシビリティの確保・維持・向上を実現するための体制、手順、方法を検討した。その成果として、平成17年12月、ウェブアクセシビリティの継続的な確保・維持・向上のための運用モデルである「みんなの公共サイト運用モデル（以下、運用モデルと記述）」（2005年版）を策定し、地方公共団体への普及・啓発を行った。

JIS X 8341-3:2010 の改正公示をふまえ、平成22年度に「みんなの公共サイト運用モデルの改定に関する研究会」（座長：山田肇 東洋大学教授）による改定方針及び改定案の検討、地方公共団体による改定案の検証・評価を経て、平成23年3月に「みんなの公共サイト運用モデル（2010年度改定版）」を公表した。

---

<sup>5</sup> WEB 技術等に関する国際標準化等を行う国際機関

## 2. 運用モデル改定の背景

### 2-1. 障害者差別解消法施行

障害者差別解消法（平成 28 年 4 月 1 日施行）において、ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、合理的配慮を的確に行うための環境の整備と位置づけられており、事前的改善措置として計画的に推進することが求められている。また、行政機関等は、障害者から個別の申し出があった場合は、必要かつ合理的な配慮を行う必要がある。障害者基本法等も含め公的機関の対応がこれまで以上に求められている。

### 2-2. JIS X 8341-3 改正

JIS X 8341-3 は、情報アクセシビリティの日本工業規格（JIS）である「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」の個別規格として、2004 年に初めて公示されたもので、ホームページ等を高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとするための基準が定められている。

国際的な動向では、W3C（World Wide Web Consortium）が、ウェブアクセシビリティに関するガイドライン（WCAG（Web Content Accessibility Guidelines））を勧告している。2008 年 12 月に第 2 版である WCAG 2.0 が W3C 勧告となり、2012 年 10 月には、WCAG 2.0 が ISO/IEC（International Organization for Standardization：国際標準化機構<sup>6</sup>/International Electrotechnical Commission：国際電気標準会議<sup>7</sup>）国際規格「ISO/IEC 40500」として承認された。

これを受け、JIS X 8341-3:2016 は、国際規格である ISO/IEC 40500:2012（WCAG 2.0）と完全一致する形へ改正される予定である。



### 2-3. 運用モデルの課題

総務省は、公共機関におけるウェブアクセシビリティに対する意識や取組状況、及び運用モデルが示す「ウェブアクセシビリティ方針策定・公開」等に関する取組状況を把握するため、平成 26 年度に国及び地方公共団体を対象とする調査研究（公共分野におけるウエ

<sup>6</sup> 様々な分野の技術に関する国際標準化等を行う国際機関

<sup>7</sup> 電気・電子技術等に関する国際標準化等を行う国際機関

ブアクセシビリティの普及に関する調査研究<sup>8)</sup>を行った。

調査の結果、下記が明らかになった。

#### (1) 公式ホームページの管理運営体制

- ・ CMS を導入している団体は 84.4%
- ・ ページ作成・更新に 501 人以上携わっている団体は 66.7%
- ・ ページ作成・更新時のアクセシビリティ確保方法は、「CMS のチェック機能を活用し制作・更新担当者が確認」 65.7%

#### (2) 規格、法律の認知度

JIS、障害者差別解消法について全く知らない、内容を知らない団体が多数ある

- ・ JIS X 8341-3:2010 の内容を知らない、又はあることを知らない団体は 60.4%。
- ・ 障害者差別解消法の平成 28 年度施行について内容を知らない、又は全く知らない団体は 86.9%。

#### (3) 運用モデルの活用度

運用モデルについて活用効果が認められる一方、活用していない団体も多数ある

- ・ 運用モデルが目安として示す達成期限と等級を認識しているのは 61.7%。
- ・ 運用モデルを活用している団体が 18.0%。
- ・ 運用モデルの活用効果は、「アクセシビリティについて理解が深まった」 71.7%、「方針策定・公開の参考になった」 49.4%、「運用管理担当部署として実施すべき取組が明確になった」 36.1%の順。
- ・ 運用モデルを活用している 4 団体にヒアリングしたところ、3 団体が方針の策定手順やアクセシビリティ確保に向けた取組内容を理解する資料として実務的に活用したり、試験実施方法など技術的な内容について、運用モデルが参照するよう示しているウェブアクセシビリティ基盤委員会 (WAIC) の情報を利用していた。

#### (4) ウェブアクセシビリティ方針、試験結果公開状況

方針、試験結果ともに公開している団体と公開していない団体がある

- ・ 方針を策定・公開している団体は 17.2%、方針の策定や公開に向けて準備・検討中の団体が 38.9%、策定・公開の予定はない団体が 43.9%。
- ・ 試験結果を公開している団体は 9.0%、試験の実施や結果公開に向けての準備・検討中の団体が 29.7%、試験実施・結果公開予定はない団体が 61.3%。

---

<sup>8)</sup> [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/b\\_free02.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/b_free02.html)

#### (5) 運用モデルが求める個別の取組の実施状況

各取組を実施した団体があるが、一方で実施していない団体も多数存在する

- ・ ホームページ作成・更新時のアクセシビリティ確保方法は、「CMS のチェック機能を活用し制作・更新担当者が確認」65.7%、「運用管理担当部署が確認した上で公開」43.1%。
- ・ 独自のウェブアクセシビリティ・ガイドラインを定めている団体は 31.8%。
- ・ 職員向けウェブアクセシビリティ研修を実施している団体は 30.4%。
- ・ 利用者の意見を収集し、アクセシビリティ改善に活用している団体は 24.4%。
- ・ 高齢者や障害者によるユーザー評価を実施したことがある団体は 4.4%。

#### (6) 取組の継続性

定期的な取組を実施している団体、検討している団体が少ない

- ・ 定期的に実施している取組について、「職員向けのウェブアクセシビリティ研修」23.5%、「特に実施していない」団体は 70.2%。
- ・ 今後定期的な実施に向けて検討していることは「職員向けのウェブアクセシビリティ研修」31.8%、「アクセシビリティ・ガイドラインの更新」17.5%、「試験の実施」15.5%、「特に検討しているものはない」団体は 54.3%。

#### (7) 関連サイトの取組

関連サイトへ取組が広がっていない

- ・ 関連サイトについて、ウェブアクセシビリティ方針を策定している団体は 7.3%。

#### (8) ウェブアクセシビリティ取組の課題

- ・ 「ページ作成・更新担当者のアクセシビリティの理解や知識が十分でない」77.3%、「職員の異動によりアクセシビリティに関するノウハウや意識が引き継がれない」43.9%、「アクセシビリティの確保のための予算や人手が配分されない」36.7%。

### 2-4. JIS 改正原案に関する調査

2015 年 9 月に日本工業標準調査会が意見受付公告を行った JIS X 8341-3 改正原案、及び JIS 改正に関する有識者（株式会社インフォアシア 代表取締役社長 植木真氏）へのヒアリングを踏まえ、運用モデル改定に際し考慮が必要と考えられる点を以下にまとめた。

JIS X 8341-3:2010	運用モデル に関する 変更の有無	運用モデル改定に際し考慮が必要と考えられる点
序文	—	
箇条 1 適用範囲	—	
箇条 2 引用規格	—	
箇条 3 用語及び定義	—	(規格で用いられる各種用語・定義。運用モデルで用いる用語に変更の必要はない。)
箇条 4 ウェブコンテンツのアクセシビリティ達成等級	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・達成等級について「適合レベル」と呼称が変更となる。</li> <li>・JIS X 8341-3:2016 に基づき方針策定、試験実施の場合は、「適合レベル」と表記する。</li> </ul>
箇条 5 一般的原則	—	
箇条 6 ウェブアクセシビリティの確保・向上に関する要件	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箇条 6 の内容について規格本体から外れ附属書 JA (参考) に変更となる。そのため、引き続き運用モデルから参照することが可能である。</li> </ul>
箇条 7 ウェブコンテンツに関する要件	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・達成基準の名称が変更されるものがある。</li> <li>・達成基準が「7.1.1.1」から「1.1.1」に変わるため、JIS X 8341-3:2016 に基づく方針や試験結果で達成基準に関する記載を行う場合は、「1.1.1」などとする必要がある。</li> </ul>
箇条 8 試験方法	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箇条 8 の内容について規格本体から外れ附属書 JB (参考) に変更となる。そのため、引き続き運用モデルから参照することが可能である。</li> <li>・「8.1.3 第三者によるコンテンツにおける例外」では、第三者によるコンテンツを除いて問題なければ「適合」であったが、JIS X 8341-3:2016 の「5.3 部分適合に関する記述—第三者によるコンテンツ」では「部分適合」となる。また、JIS X 8341-3:2016 では「5.4 部分適合に関する記述—言語」が追加された。</li> </ul>

JIS X 8341-3:2010	運用モデル に関する 変更の有無	運用モデル改定に際し考慮が必要と考えられる点
附属書 A (参考) この規格を満たすウェブコンテンツ技術及びその実装方法の選び方	○	・実装方法について「達成方法」と呼称が変更となる。
附属書 B (参考) WCAG2.0 との整合性	—	
附属書 C (参考) JIS X 8341-3:2004 と JIS X 8341-3:2010 との比較	—	
附属書 D (参考) 参考文献	—	
解説	—	

## 2-5. 地方公共団体等における新たなウェブ技術・サービスへの対応状況について

公的機関が、ソーシャルメディア、動画配信サービス、地図情報サービス、検索サービス、ウェブアンケートシステムなど、事業者等が提供する外部サービスを活用し、情報発信を行ったり、アンケートや施設の予約登録等のサービスを提供したりする場合がある。

このような場合も、各団体が作成し運用するものは全てウェブアクセシビリティの対応が求められる。

### 3. 運用モデル改定案の検討

#### 3-1. 運用モデル改定案の検討方法

日本工業規格（JIS X 8341-3:2010）の改正及び障害者差別解消法の施行が予定されていること、また、2010年度版運用モデルの公開から5年目となり、地方公共団体等のアクセシビリティ確保の取組状況やウェブ技術の進展等の状況変化が認められることから、運用モデルを現状に即して改定することを目的として、研究会を開催した。研究会は、ウェブアクセシビリティや障害者関連施策に関する有識者、障害者団体、ICT・Web企業、地方公共団体、関係府省庁等で構成した。

図表3-1 構成員名簿（敬称略、五十音順、建制順）

座長	・ 東洋大学 経済学部 総合政策学科 教授 山田 肇
副座長	・ 東海大学 政治経済学部 政治学科 教授 小林 隆
構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡県立大学 国際関係学部 国際関係学科 教授 石川 准</li> <li>・ 日本障害者協議会 情報通信委員会委員／長野大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授 伊藤 英一</li> <li>・ 株式会社インフォアシア 代表取締役社長 植木 真</li> <li>・ 川崎市 市民・こども局市民生活部広報課 Web サイト・業務調整 遠藤 佳宏</li> <li>・ 我孫子市 秘書広報課 広報室 笥 ゆかり</li> <li>・ 株式会社 日立公共システム アプリケーションビジネス第3部 デザインソリューションG 技師 富安 悠</li> <li>・ 武蔵野市 総合政策部 秘書広報課 秘書広報主査 中川 健一</li> <li>・ 株式会社ミツエーリンクス 第二本部第一部（アクセシビリティ） アクセシビリティ・スペシャリスト 中村 精親</li> <li>・ 埼玉県 県民生活部 広聴広報課 ウェブ管理担当 主査 森田 康二郎</li> <li>・ 東京女子大学 現代教養学部 人間科学科・コミュニケーション専攻 教授 渡辺 隆行</li> </ul>
オブザーバー：関係省庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省 行政管理局 行政情報システム企画課 調査係長 廣田 亮</li> <li>・ 総務省 自治行政局 地域政策課地域情報政策室 課長補佐 渡部 貴徳</li> <li>・ 内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 参事官補佐 庄山 裕司</li> <li>・ 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室</li> </ul>

	<p>情報支援専門官 時末 大揮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済産業省 産業技術環境局 国際電気標準課 課長補佐 小出 啓介</li> <li>(・ 内閣府 障害者制度改革担当室 上席政策調査員 青木 千帆子 (第2回まで))</li> </ul>
オブザーバー：関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会 (CIAJ) マルチメディアソリューション部 部長 大坪 正男</li> <li>・ 一般財団法人日本規格協会 (JSA) 規格開発ユニット 規格開発グループ 情報電気規格チーム 主席専門職 木元 和宏</li> <li>・ 一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA) コンシューマ・プロダクツ部 部長 中尾 浩治</li> <li>・ 日本アイ・ビー・エム株式会社 東京基礎研究所 福田 健太郎</li> <li>・ 有限会社 ユニバーサルワークス 代表取締役 清家 順</li> </ul>
オブザーバー：本調査研究主管課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省 情報流通行政局 情報通信利用促進課 課長 御厩 祐司</li> <li>・ 総務省 情報流通行政局 情報通信利用促進課 課長補佐 岡崎 浩幸</li> <li>・ 総務省 情報流通行政局 情報通信利用促進課 主査 山本 将文</li> <li>・ 総務省 情報流通行政局 情報通信利用促進課 企画係長 東出 朋子</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アライド・ブレインズ株式会社 大野 勝利、目次 徹也、大久保 翌、米田 佳代</li> </ul>

運用モデルの改定方針、及び改定案の検討に当たっては、全4回の会合を通じて有識者等の意見を十分に聴取し、反映した。また、運用モデル改定版が地方公共団体の職員にとって理解し活用しやすいものとなるよう、改定案について地方公共団体の検証・評価を実施し、寄せられた意見を研究会の議論において参考とした。

なお、運用モデルは、今回の改定に当たり、ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に関する、より強いメッセージであることを示すため、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」と名称を変更した。

また、研究会では、研究会として、「国及び地方公共団体等の公的機関」には議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関等、学校、病院、独立行政法人、公的なサービスを提供している企業も含むと解釈することが確認された。

図表 3-2 研究会開催概要

	議題
第 1 回会合	地方公共団体の取組事例、運用モデルの改定方針について 等
第 2 回会合	改定運用モデル（案）、改定運用モデル(案)の検証・評価の実施
第 3 回会合	改定運用モデル（案）の検証・評価の中間報告、改定運用モデル（案）
第 4 回会合	改定運用モデル（案）の検証・評価の報告、改定運用モデル（案）

### 3-2. 運用モデル改定方針の検討（第1回研究会）

研究会第1回会合において、運用モデルの改定方針について検討を行った。

図表3-3 第1回会合開催概要

日時	平成27年10月2日(金曜)16時から18時5分
場所	東京国際フォーラム G505 会議室
議題	(1) 障害者差別解消法と障害者政策委員会の取組について (2) JIS X 8341-3 改正とウェブアクセシビリティ基盤委員会の活動について (3) Web サイトガイド(1.0版)及びWebサイトの規定・ガイドライン等の全体像について (4) 地方公共団体のウェブアクセシビリティ確保・維持・向上の取組事例 (5) 「公共分野におけるウェブアクセシビリティの普及に関する調査研究」結果 (6) 運用モデルの改定方針について (7) 次回の日程について

第1回会合の検討内容は下記のとおりである。

#### ●運用モデル改定の目的と内容・役割

- ・ 国及び地方公共団体等の公的機関のホームページ等が、高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとなるよう、公的機関のウェブアクセシビリティの取組を推進するための手順等を解説する。
- ・ JIS X 8341-3 の技術上の解説を記載するのではなく、ウェブアクセシビリティ対応の必要性、国及び地方公共団体等が実施すべき取組項目を手順に沿って解説する。
- ・ 各取組項目に関し、JIS X 8341-3 に基づいて実施されるよう、実施する際に重視すべき考え方、取り入れるべき方法を解説するとともに、参照又は活用すべき資料を紹介する。

#### ●運用モデルが紹介する JIS X 8341-3 関連文書

- ・ JIS X 8341-3 の解説、技術情報については、原則としてウェブアクセシビリティ基盤委員会の JIS X 8341-3 関連文書を参照することとし、運用モデルと掲載内容が重複することを避ける。

#### ●改定方針

- ・ 関係法令、JIS X 8341-3 及び関連文書に基づいた取組を促進する。
- ・ 既に取り組んでいる団体への対応として、2010 年度改定版が求めた取組が継続的に実

施されるようにする。

- 取組が進んでいない団体への対応として、段階的に取り組む考え方を明示するとともに、事例紹介等により、取組の推進を促す。
- 各団体に共通する事項への対応として、多くの団体が直面する課題を紹介するとともに、分かりやすさを向上する。
- JIS 改正により運用や試験に関する部分が附属書に移行される見込みであるが、公的機関に求められる取組内容には基本的に変更がないことを説明する。
- ウェブアクセシビリティに対応することで得られる付随的な効果として機械判読性の向上について説明する。
- 障害者差別解消法の説明において、環境整備と合理的配慮要求への対応はそれぞれ独立していることを説明する。
- 職員研修がウェブアクセシビリティ対応の基盤となる取組であることを説明する。
- 職員にとって分かりやすく取り組みやすい構成とする。
- 議会、外郭団体等の関連機関、スマートフォンサイト、オープンデータ等、公式ホームページ以外の対応について記載する。
- 利用者の声を聞く体制、意見をふまえた対応、ユーザー評価について説明する。
- 第三者評価を取り入れることが有効であることを説明する。

### 3-3. 運用モデル改定案の検討（第2回研究会）

研究会第2回会合において、改定運用モデル案について検討を行った。

図表3-4 第2回会合開催概要

日時	平成27年11月27日(金曜)16時から17時50分
場所	東京国際フォーラム G504 会議室
議題	(1) 第1回議事要旨の確認 (2) 改定運用モデル(案) (3) 改定運用モデル(案)の検証・評価の実施について (4) その他

第2回会合の検討内容は下記のとおりである。

- ウェブアクセシビリティ対応の期限の設定について
  - ・2010年度版で目安とした「2014年度末までにJIS X 8341-3:2010の等級AA準拠」を前提として、AA準拠している団体には取組の継続と更なる取組の推進（レベル、対象範囲、取組内容等）を求め、AA準拠に達していない団体には速やかなAA準拠対応を求める。
  - ・対応期限の示し方については、第3回会合にて議論を継続する。
  
- 「運用モデルに基づく取組の確認・評価表」について
  - ・段階的に取り組み、毎年少しずつ進歩していくことが分かるよう、確認・評価表を作成することが必要。
  - ・取り組んでいない項目は0点が付けられるようにする。
  - ・地方公共団体が毎年進歩していることが自分で把握できるようにする。
  - ・利用者との協調の評価項目を、段階的に利用者に向かい合うなどレベルの高い内容も取り入れる等、見直す。
  - ・公式ホームページ全体、それ以外のホームページ等、民間に管理を委託する施設等のホームページ等で、別々に評価できるようにする。
  
- 対応するコンテンツの優先度について
  - ・対象とするホームページ等の全体について対応することを基本とし、全体を一度に対応する計画が現実的でない場合は、対象範囲を限定した計画から始め、段階的に対象範囲を拡大することとする。

●改定運用モデル（案）全体について

- ・ 民間に管理を委託する場合もアクセシビリティ対応が必要であることを記載する。
- ・ 職員研修において、インターネット広報の重要性を追記する。
- ・ 利用者の声・ユーザー評価において、一過性の取組で終わることなく、継続的な取組が必要であることを明記する。

### 3-4. 検証・評価の中間報告をふまえた運用モデル改定案の検討（第3回研究会）

研究会第3回会合において、地方公共団体による検証・評価の中間報告をふまえた運用モデル改定案について検討を行った。

図表3-5 第3回会合開催概要

日時	平成28年1月21日(木曜)13時から14時50分
場所	東京国際フォーラム G504 会議室
議題	(1) 第2回議事要旨の確認 (2) 改定運用モデル(案)の検証・評価の中間報告 (3) 改定運用モデル(案)について (4) その他

第3回会合の検討内容は下記のとおりである。

- ウェブアクセシビリティ対応の期限の設定について
  - ・ 速やかに対応する期限の目安として、障害者基本計画の第3次計画の終了年末(2017年度末)を記載する。
  - ・ 今年度より取組に着手する団体のイメージ図において、試験の最初の実施年度を2017年度末とする。
  - ・ 実施状況について総務省が調査をする可能性があることを記載する。
  
- ウェブアクセシビリティ確保・維持・向上のための取組の確認・評価表について
  - ・ ユーザー評価、利用者の意見収集、利用者との協力体制の構成を分かりやすくする。
  - ・ 評価項目の構成を見直し、全体で50点満点になるようにする。
  
- 運用モデル概要版について
  - ・ 別冊として検討していた概要版の内容を、改定運用モデル(案)の冒頭に要旨として掲載する。
  - ・ 総務省から地方公共団体宛に改定運用モデルを送付する際の、首長宛の文書を用意する。
  
- 改定運用モデル(案)全体について
  - ・ ウェブアクセシビリティに対応していない場合、高齢者や障害者が被る危険について、具体的な状況を記載する。
  - ・ 合理的配慮の「要望」という表記を障害者差別解消法に基づいた表現に変更する。

### 3-5. 地方公共団体による運用モデル改定案の検証・評価

運用モデル改定案が地方公共団体の職員にとって理解し活用しやすい構成・内容となっているか、地方公共団体のホームページ管理運営業務に活用できるか否かについて、地方公共団体担当者に意見聴取し、改定案の参考とするため、検証・評価を実施した。また、検証・評価の取組において、他団体の取組の参考となると思われる事例を確認し、有益と思われる事例について改定案への掲載を検討した。

図表 3-6 検証・評価実施概要

実施期間	平成 27 年 12 月～平成 28 年 2 月
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体 50 団体に対するアンケート及び電話ヒアリング</li> <li>地方公共団体 6 団体に対する訪問によるヒアリング</li> </ul>

調査結果の概要は下記のとおりである。

#### (1) 改定運用モデル（案）の構成について

- 2010 年度版では分冊となっていた資料を 1 冊に統合したり、関連文書の参照先の明確化、事例掲載等を行うことで、より分かりやすい手順書を目指していることについて、「わかりやすい」との評価が多かった。

図表 3-7 改定運用モデル（案）の構成についての意見

選択肢	回答数
分かりやすい	37
どちらとも言えない	10
わかりにくい	3

#### (2) ウェブアクセシビリティ対応の期限の設定について

- AA 準拠の達成期限を再設定する案、方針策定にのみ期限を設ける案を支持する意見が多かった。

図表 3-8 ウェブアクセシビリティ対応の期限の設定についての意見

選択肢	回答数
案 1（速やかな AA 準拠対応を求める案）	8
案 2（AA 準拠の達成期限を再設定する案）	18
案 3（方針策定にのみ期限を設ける案）	21
案 2 または案 3	2
案 3 の公開期限を 2017 年度末	1

**(3)「運用モデルに基づく取組の確認・評価表」について**

- ・ 取組の意識づけにつながる、取組の指標として活用できるといった観点から肯定的な評価がある一方で、各項目を毎年実行することは現実的でないといった指摘があった。

この他、株式会社フューチャーイン 内木 英一氏より、運用モデル改定案についてのご意見を伺い、検討の参考とした。

### 3-6. 検証・評価結果に基づく運用モデル改定案の検討（第4回研究会）

研究会第4回会合において、地方公共団体による検証・評価の結果を反映させた運用モデル改定案について検討を行った。

図表3-9 第4回会合開催概要

日時	平成28年2月18日(木曜)17時から19時
場所	東京国際フォーラム G408 会議室
議題	(1) 第3回議事要旨の確認 (2) 改定運用モデル(案)の検証・評価の報告 (3) 改定運用ガイドライン(案)について (4) その他

第4回会合の検討内容は下記のとおりである。

#### ●名称

- ・ 名称を「みんなの公共サイト運用モデル（2015年度改定版）」から、「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」に改める。

#### ●ウェブアクセシビリティ対応の期限の設定について

- ・ 2017年度末までの等級AA準拠を求める。各団体の公式ホームページ、スマートフォン向けサイトについて最優先で対応することとし、その他についても優先順位を検討し、速やかに対応を行うこととする。

#### ●「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」について

- ・ ウェブアクセシビリティ方針の対象範囲として「全ページ」という項目は「全てのHTML」とし、「PDF、動画等を含む」は「PDF等を含む」とする。
- ・ 確認・評価を行ったホームページ名、団体名、日付、URLの記入欄を設ける。

#### ●運用ガイドライン(案)全体について

- ・ 合理的配慮の提供に関する表現を、障害者差別解消法の表現に合わせる。
- ・ 最優先で対応する「スマートフォン向けサイト」は、公式ホームページのスマートフォン版であることを明確にする。
- ・ 利用者のスキル向上につながる取組の実施について記載する。

●対象範囲について

- ・ 本研究会としては、「国及び地方公共団体等の公的機関」には議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関等、学校、病院、独立行政法人、公的なサービスを提供している企業も含むと解釈することを確認した。

## 4. 運用ガイドライン 2016 年版

### 4-1. 運用ガイドラインの改定概要

運用ガイドライン（2016 年版）において変更された点、新たに加わった主な事項は以下のとおりである。

- ・ 従来の複数の附属資料を運用ガイドライン本体に集約し、提供内容を一冊にまとめる構成とした。
- ・ JIS X 8341-3:2016 への改正によって用語の変更があったことから、変更後の用語を用いた。
- ・ 2016 年 4 月に障害者差別解消法が施行されること、障害者基本計画（第 3 次）の対象期間が 2017 年度末までとなっていること等を踏まえ、取組の期限の目安について改めて提示した（2017 年度末）。
- ・ 求められる取組として、1 年に 1 回、「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」に基づき各団体のホームページ等について取組内容を確認・評価し、年度末までにその結果の公開を行うことを新たに追加した。
- ・ 地方公共団体の取組事例等の掲載の充実を図った。

### 4-2. 運用ガイドラインの構成

図表 4-1 運用ガイドラインの構成

資料名	概要
みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016 年版）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公的機関でウェブアクセシビリティへの対応が求められる背景や、JIS X 8341-3:2016 に基づき実施すべき取組項目と手順、重視すべき考え方等を解説。</li></ul>
ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 運用ガイドラインに基づいたウェブアクセシビリティ確保・維持・向上のための取組について、毎年継続的に確認し評価するための枠組み。</li><li>・ Microsoft Office Excel 形式で提供。</li></ul>

## 5. 今後の方策・課題

研究会における検討、及び地方公共団体の運用モデル改定案の検証・評価を通じて、運用ガイドライン公表後、総務省に対応が求められる方策・課題として、下記が指摘された。

### 【配布方法について】

- ・ 総務省として推進したいのであれば、通知あるいは通達として、運用モデルを配布すべきである。参考資料として送付される資料は全く重要なものとして受け止められない。
- ・ 総務省から配布される際に、通知文がついた形で配布されると重く受け止められると思う。

→総務省は研究会で、地方公共団体の配布に当たり、送り状に加え、首長あてのメッセージを同封する旨説明した。

### 【セミナー開催について】

- ・ 総務省としてセミナーを開催してほしい。
- ・ 繰り返しセミナーを開催するなど、持続的な普及の取組が必要である。

→総務省は研究会で、平成 28 年度に地方公共団体向けの講習会の開催を予定している旨説明した。

### 【関連団体等への周知について】

- ・ 差別解消法が施行されて、首長に対して強いメッセージを出すというのもよいが、それに加えて、できれば自治体管内の中の高齢者・障害者団体にも周知することが有効。
- ・ NICT（情報通信研究機構）の情報バリアフリーのホームページ等でも改定版ができたことを周知していただくと、より広い範囲に広がると思う。

### 【自治体の取組状況の調査実施について】

- ・ ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表を公開する前提になっているが、監査されるわけではないので、実際には取り組んでいなくても「取り組んでいます」と公表する団体が出てしまうのではないか。全自治体の取組状況を国が調査して公表することが最も効果的だと思われる。

### 【年度が変わるとの総務省から全自治体への周知徹底について】

- ・ 人事異動で定期的に担当者が入れ替わるという話は何年も前から分かっている。運用モデルの中身も大事だが、それ以前に運用モデルの存在を年度が変わるとに総務省から全自治体に対して周知徹底することが必要である。